第76回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2022年8月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

福岡県大牟田市旭町三丁目3番地3
ホテルニューガイア
オームタガーデン
鳳凰の間（2階）

議決権行使期限
2022年8月25日（木曜日）午後5時30分まで

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、ご来場を検討されている株主様におかれましては、健康状態に十分ご留意いただき、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

議決権につきましては、書面又はインターネットによって事前に行使いただくことができますので、ご活用ください。詳細につきましては、3頁から4頁をご覧ください。

なお、本総会でのお土産の配布はございません。

目 次

第76回定時株主総会招集ご通知		1
株主総会参考書類		
第1号議案	剰余金の処分の件	5
第2号議案	定款一部変更の件	5
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	13
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件	18
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	21
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	24
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件	26
第8号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	26
第9号議案	監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	28
第10号議案	退任監査役に対する退職慰労金贈呈及び役員に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	29
（添付書類）		
事業報告		31
計算書類		46
監査報告書		49

https://s.srdb.jp/4885/

本招集ご通知の主要コンテンツがご覧いただけます。

室町ケミカル株式会社

証券コード：4885

証券コード　4885
2022年8月10日

株　主　各　位

福岡県大牟田市新勝立町一丁目38番５
室町ケミカル株式会社
代表取締役社長　青　木　淳　一

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、新型コロナウイルス感染症にかかる事態を受け、当社は、本株主総会においても感染予防の対策を実施いたします。ご体調が明らかに不良とみられる株主様には、ご出席をお断りする場合がございます。何卒、株主様におかれましては、ご体調をご考慮のうえ、本株主総会へのご出欠をご判断くださいますようお願い申し上げます。
　議決権行使につきましてはご出席に代えて書面又はインターネットにより行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（5頁から30頁）をご検討のうえ、後述のご案内に従って賛否をご表示いただき、2022年8月25日（木曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　2022年8月26日（金曜日）午前10時　（受付開始　午前９時）
2. 場　　所　福岡県大牟田市旭町三丁目3番地3
　　ホテルニューガイア　オームタガーデン（2階　鳳凰の間）
3. 目的事項
　報告事項　第76期（2021年６月１日から2022年５月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第1号議案　剰余金の処分の件
　第2号議案　定款一部変更の件
　第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
　第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
　第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
　第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第9号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第10号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈及び役員に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以上

1. **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**
2. **本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.muro-chem.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。**
3. **本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（https://www.muro-chem.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。**
4. **当日は、取締役、監査役及び運営スタッフの全員が事前に体温を確認する等して、体調に問題がないことを確認したうえで、マスクを着用いたします。**
5. **本総会にご出席を予定されている株主様におかれましては、何卒ご入場前に体温を確認なさる等して、ご体調に問題のないことをご確認いただき、マスクをご着用のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。発熱や咳の症状がみられる等、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合、入場をお断りすることがあります。**

議決権行使方法のご案内

株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 **2022年８月26日（金曜日）午前10時**（受付開始 午前９時）

書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 **2022年８月25日（木曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネットによるご行使

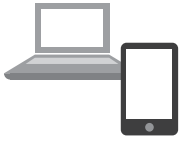

当社**議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）**にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。
詳細は、次頁の**「インターネット等による議決権行使のご案内」**をご参照ください。

行使期限 **2022年８月25日（木曜日）午後５時30分行使分まで**

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-173-027（受付時間：午前９時～午後９時）

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものといたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト：https://www.muro-chem.co.jp/

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

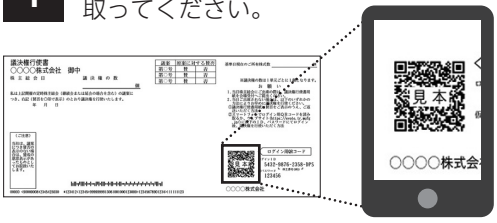

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

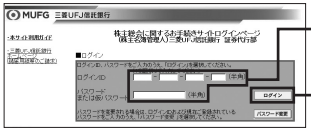

3 新しいパスワードを登録する。

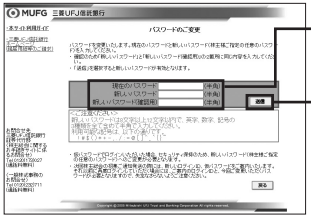

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第76期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類　金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその金額
当社普通株式１株につき19円　　総額 70,920,350円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月29日（月曜日）

第2号議案　定款一部変更の件

1.提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。　また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日時等に関する付則を設けるものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第1章　総　則	第1章　総　則
第1条～第3条　（条文省略）	第1条～第3条　（現行どおり）
（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査役 (3)　監査役会 (4)　会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査等委員会 （削除） (3)　会計監査人
第5条　（条文省略）	第5条　（現行どおり）
第2章　株式	第2章　株式
第6条～第8条　（条文省略）	第6条～第8条　（現行どおり）
（単元未満株主についての権利） 第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(2)　（条文省略） (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株主についての権利） 第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(2)　（現行どおり） (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

現　行　定　款	変　　更　　案
（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第12条～第14条　　（条文省略）	第12条～第14条　　（現行どおり）
（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものをみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2）当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条　　（条文省略）	第16条　　（現行どおり）
（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2）株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2）株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

現　行　定　款	変　　更　　案
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会並びに監査等委員会
（員数） 第18条　当会社の取締役は、9名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。
（新設）	2）当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。」は4名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2)～3)　（条文省略）	2)～3)　（現行どおり）
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2）前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3）補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 4）会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2)取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。 2)取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2）代表取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2）代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2）取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2）取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第24条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2）監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第27条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（新設）	（監査等委員会規程） 第28条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第27条　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり）
第5章　監査役および監査役会	（削除）
（員数） 第28条　当会社の監査役は、4名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第29条　監査役は株主総会において選任する。 2）監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2）任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（常勤の取締役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2）監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2）当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	（削除）
第6章　計算	第5章　計算
第36条～第39条　（条文省略）	第31条～第34条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
付則 （新設）	付則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条　当会社は、第76回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2）第76回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。
（新設）	（電子提供措置等に関する経過措置） 第2条　現行定款第15条（株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2）前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3）本条の規定は、令和5年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたりましては、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問を経たうえで決定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	当期における取締役会出席状況	取締役在任期間
1	再任 青木（あおき）淳一（じゅんいち）	代表取締役社長	18回中18回（100%）	7年
2	再任 服部（はっとり）英法（ひでのり）	取締役副社長	18回中17回（94%）	9年
3	再任 髙宮（たかみや）一仁（かずひと）	常務取締役	18回中18回（100%）	5年
4	再任 井内（いうち）聡（さとし）	取締役	18回中18回（100%）	4年
5	再任 井ノ口（いのくち）浩俊（ひろとし）	取締役	18回中18回（100%）	2年8ヶ月
6	新任 坂谷（さかや）孝（たかし）	執行役員	—	—
7	新任 社外 鳥居（とりい）玲子（りょうこ）	—	—	—

候補者番号 1　再任　青木（あおき）　淳一（じゅんいち）　(1965年８月30日生)

所有する当社の株式の数
292,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年４月　カネボウ株式会社（現株式会社カネボウ化粧品）入社
2005年３月　日東グラステックス株式会社入社
2007年４月　日東紡績株式会社入社
2010年７月　当社入社
2011年10月　当社下妻事業部工場長（部長）
2013年８月　当社執行役員つくば工場長（部長）
2014年６月　当社執行役員生産本部長
2015年８月　当社取締役就任
2016年８月　当社常務取締役就任
2019年12月　当社代表取締役社長就任（現任）

取締役候補者とした理由

開発、品質、生産等の部門において、幅広い知識・経験を有し、2019年に当社代表取締役社長就任後は経営者として強いリーダーシップを発揮して、当社の価値増大に貢献しており、引続き当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者としております。

候補者番号 2　再任　服部（はっとり）　英法（ひでのり）　(1955年５月11日生)

所有する当社の株式の数
152,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年４月　久光製薬株式会社入社
2012年６月　当社入社経営企画室長（部長）
2013年１月　当社執行役員西日本営業本部長兼経営企画室長
2013年８月　当社取締役就任
2014年８月　当社常務取締役就任
2016年８月　当社専務取締役就任
2017年６月　当社専務取締役兼天洋社薬品株式会社（現当社）代表取締役
2017年８月　当社代表取締役副社長兼COO就任
2019年12月　当社取締役副社長就任　生産本部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

営業、財務等の部門において、幅広い知識・経験を有し、2013年に取締役就任後は、子会社の代表取締役として、経営の実績を有す他、営業、管理、生産等の部門を幅広く管掌してきた豊富な経験があり、引続き当社取締役としてふさわしいと判断していることから、取締役候補者としております。

候補者番号 3 再任 高宮（たかみや） 一仁（かずひと） （1958年2月1日生）

所有する当社の株式の数
77,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年４月　兼松株式会社入社
2000年４月　株式会社CHINTAI入社
2001年１月　サンミック商事株式会社（現日本紙通商株式会社）入社
2004年５月　株式会社イノアックコーポレーション入社
2012年６月　ムロマチテクノス株式会社（現当社）入社海外事業部長
2013年１月　同社国際部長
2014年12月　当社入社執行役員国際部長
2015年６月　当社執行役員医薬国際部長
2017年６月　当社執行役員営業本部長
2017年８月　当社取締役就任
2019年12月　当社常務取締役就任　医薬品事業部・ＣＨＣ事業部・海外事業推進部管掌（現任）

取締役候補者とした理由
営業部門において豊富な国際業務経験を有し、2017年に取締役就任後は、医薬品事業を中心に全事業部門を管掌してきた豊富な実績があり、引続き当社取締役としてふさわしいと判断していることから、取締役候補者としております。

候補者番号 4 再任 井内（いうち） 聡（さとし） （1974年６月28日生）

所有する当社の株式の数
32,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年４月　株式会社旭精機入社
2006年10月　リコー九州株式会社（現リコージャパン株式会社）入社
2007年１月　当社入社
2012年４月　当社総務部長
2015年６月　当社総務部長兼経営企画室長（部長）
2016年６月　当社経営企画室長
2017年６月　当社管理本部長兼経営企画室長
2017年８月　当社執行役員管理本部長兼経営企画室長
2018年８月　当社取締役管理本部長兼経営企画室長就任　管理本部管掌（現任）

取締役候補者とした理由
管理、営業部門において豊富な業務経験を有し、2018年に取締役就任後は、管理本部長として、IR、人事、法務等幅広く経営に関与してきた実績があり、引続き当社取締役としてふさわしいと判断していることから、取締役候補者としております。

候補者番号 5 再任 井ノ口（いのくち） 浩俊（ひろとし） (1963年２月15日生)

所有する当社の株式の数
26,450株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年４月　日之出工業株式会社（現東洋平成ポリマー株式会社）入社
2002年12月　株式会社ピラミッド入社
2010年９月　当社入社
2011年10月　ムロマチテクノス株式会社（現当社）出向
2012年４月　同社電子事業部長
2013年１月　同社機能材料部長
2014年12月　当社機能材料部長
2015年６月　当社営業３部長
2017年６月　当社化学品３部長
2017年12月　当社化学品事業部本部長兼機能材営業部長
2018年６月　当社執行役員化学品事業部長兼機能材営業部長
2019年12月　当社取締役化学品事業部長兼機能材営業部長　化学品事業部管掌
2022年６月　当社取締役化学品事業部長就任　化学品事業部管掌（現任）

取締役候補者とした理由
営業部門において豊富な業務経験を有し、2019年に取締役就任後は、化学品事業部長として、化学品事業の成長に寄与しており、引続き当社取締役としてふさわしいと判断していることから、取締役候補者としております。

候補者番号 6 新任 坂谷（さかや） 孝（たかし） (1966年4月15日生)

所有する当社の株式の数
500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年４月　セントラル硝子株式会社入社
2017年８月　株式会社岡安商店（現オカヤス株式会社）入社
2018年12月　当社入社
2019年４月　当社医薬品事業部医薬品1部長
2019年12月　当社執行役員医薬品事業部長
2020年６月　当社執行役員医薬品事業部長兼医薬品開発部長
2022年６月　当社執行役員医薬品事業部長（現任）

取締役候補者とした理由
営業部門において豊富な国際業務経験と開発部門においての知見を有し、医薬品事業部長として、医薬品事業の成長に寄与しており、当社取締役としてふさわしいと判断していることから、取締役候補者としております。

候補者番号 7　新任 社外　鳥居（とりい）　玲子（りょうこ）　(戸籍上の氏名：永原 玲子)　(1975年4月28日生)

所有する当社の株式の数
― 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年10月　大阪弁護士会に弁護士登録
　　ひまわり総合法律事務所入所
2004年11月　福岡県弁護士会に登録替え、近江法律事務所入所（現在に至る）
2021年６月　株式会社高田工業所社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

近江法律事務所　弁護士
株式会社高田工業所　社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、企業法務を中心に扱う法律事務所に所属し、弁護士としての幅広い知識・経験を有しており、独立した立場で、法的観点から当社の経営方針や経営戦略について助言等を行うことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献できると判断していることから、社外取締役候補者としております。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鳥居玲子氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を備えております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定であります。
3. 本議案が原案どおり承認可決され、鳥居玲子氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を予定しております。
4. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を補填することとしています。本議案で選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたりましては、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問を経たうえで決定しております。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	当期における取締役会・監査役会への出席状況	取締役・監査役在任期間
1	新任　なかむら　ひろし 中村　弘	取締役	取締役会 18回中18回 (100%)	2年8ヶ月
2	新任 社外　たかはし　さとる 髙橋　智	社外監査役	取締役会 18回中18回 (100%) 監査役会 16回中16回 (100%)	5年
3	新任 社外　やまもと　ひろおみ 山本　洋臣	社外取締役	取締役会 18回中18回 (100%)	3年

候補者番号 1　新任　中村（なかむら）　弘（ひろし）　(1971年1月31日生)

所有する当社の株式の数
26,550株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年４月　九州不二サッシ株式会社（現不二ライトメタル株式会社）入社
1993年２月　東洋電工株式会社入社
1995年２月　東泉工業株式会社入社
1998年２月　当社入社
2012年４月　当社第１製造部長
2013年１月　当社福岡工場長（部長）
2017年６月　当社品質管理本部長
2017年８月　当社執行役員品質管理本部長
2019年４月　当社執行役員生産本部長
2019年12月　当社取締役生産本部長
2020年10月　当社取締役就任　品質保証本部管掌（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由
生産、品質部門において豊富な業務経験を有し、2019年に取締役就任後は、生産本部、品質保証本部を管掌し、社内の幅広い分野に習熟しており、監査等委員である取締役にふさわしいと判断していることから、候補者としております。

候補者番号 2　新任　社外　髙橋（たかはし）　智（さとる）　(1972年3月17日生)

所有する当社の株式の数
5,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年４月　株式会社かずさアカデミアパーク入社
2004年４月　株式会社ワークスアプリケーションズ入社
2005年７月　デンタルサポート株式会社入社
2006年９月　株式会社スタートトゥデイ（現株式会社ZOZO）入社
2010年８月　株式会社アクロスザシー設立　代表取締役（現任）
2014年10月　株式会社アイリッジ社外監査役
2016年10月　株式会社シェアードリサーチ社外監査役（現任）
2017年８月　当社監査役就任（現任）

重要な兼職の状況
株式会社アクロスザシー　代表取締役
株式会社ブレイク・フィールド社　プロジェクトマネージャー
株式会社シェアードリサーチ　社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
IPO支援サービスを提供する会社の代表であり、上場企業での管理部門責任者及び社外監査役経験があることから、経営・財務・会計等に関する幅広い知識・経験を有し、2017年に社外監査役就任後は、独立した立場で、当社の経営判断強化に貢献しており、監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断していることから、候補者としております。

候補者番号 3　新任　社外　山本（やまもと）　洋臣（ひろおみ）　（1969年８月８日生）

所有する当社の株式の数
800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年４月　西日本鉄道株式会社入社
2001年11月　トーマツコンサルティング株式会社（現デロイトトーマツコンサルティング合同会社）入社
2011年10月　有限責任監査法人トーマツへ転籍
2019年１月　山本経営会計事務所設立代表（現任）
2019年８月　当社取締役就任（現任）
2020年11月　ミライズファイナンシャルアドバイザリー合同会社　代表社員（現任）

重要な兼職の状況
山本経営会計事務所　代表
ミライズファイナンシャルアドバイザリー合同会社　代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
監査法人でのコンサルティング業務経験及び会計事務所経営を通じての会社の経営に関する豊富な知識・経験を有し、2019年に社外取締役に就任後は、独立した立場で、当社の経営体制強化に貢献しており、監査等委員である社外取締役にふさわしいと判断していることから、候補者としております。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者髙橋智氏及び山本洋臣氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、髙橋智氏及び山本洋臣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。両氏の再任が承認された場合は、引続き独立役員となる予定であります。
4. 山本洋臣氏は2019年から当社社外取締役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、髙橋智氏及び山本洋臣氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を補填することとしています。本議案で選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 髙橋智氏及び山本洋臣氏は取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員であり、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏を同委員会の委員とする予定です。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の指名にあたりましては、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問を経たうえで決定しております。

本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

社外　**鳥居（とりい）　玲子（りょうこ）**　(戸籍上の氏名：永原 玲子)
(1975年4月28日生)

所有する当社の株式の数
― 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年10月　大阪弁護士会に弁護士登録
　　ひまわり総合法律事務所入所
2004年11月　福岡県弁護士会に登録替え、近江法律事務所入所（現在に至る）
2021年６月　株式会社高田工業所社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

近江法律事務所　弁護士
株式会社高田工業所　社外取締役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、企業法務を中心に扱う法律事務所に所属し、弁護士としての幅広い知識・経験を有しており、独立した立場で、法的観点から当社の取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと判断していることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

(注) 1. 鳥居玲子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鳥居玲子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鳥居玲子氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を備えております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定であります。
4. 鳥居玲子氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」における社外取締役候補者でもあります。
5. 本議案が原案どおり承認可決され、取締役候補者鳥居玲子氏が社外取締役に就任された場合、当社は

同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を予定しております。

6. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を補填することとしています。本議案で選任され就任した場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（ご参考）　取締役（候補者）のスキルマトリックス

氏　名			企業経営	グローバル	マーケティング・営業	ESG・サステナビリティ	法務・リスクマネジメント	財務・会計・税務	組織・人事・人材開発	物流・調達	新規事業・研究開発	製造・品質管理	「チャレンジ」
青木　淳一			●		●	●			●	●	●	●	●
服部　英法					●			●	●	●		●	●
髙宮　一仁				●	●					●	●		●
井内　聡						●	●	●	●				●
井ノ口　浩俊					●	●					●		●
坂谷　孝				●	●						●	●	●
鳥居　玲子		社外					●						●
中村　弘	監査等委員					●				●		●	●
髙橋　智	監査等委員	社外	●		●		●	●					●
山本　洋臣	監査等委員	社外	●		●			●	●				●

※上記一覧表は、各取締役（候補者）の有する全ての知見・経験を表すものではなく、各取締役（候補者）の経験等をふまえて、特に専門性を発揮することが期待される分野を記載しております。

※「チャレンジ」の項目につきましては、当社の経営理念である「人々との出会いを大切にし、常に新たなチャレンジと実現化の努力により生きがいと豊かさを提供し、健全な発展を通して社会に貢献する経営を目指します」の考えに基づき、チャレンジ精神をもって職責を全うできるかを特に重要視していることから、スキルマトリックスの項目としております。

第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2010年6月14日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額6百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定につきましては、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問を経たうえで決定しております。

本議案及び第8号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、後述【ご参考欄】に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

【ご参考欄】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1．基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本【ご参考欄】において同じ）の報酬は、当社の経営理念を具現化する人材を継続的に確保し、株主をはじめとするステークホルダーに対する企業価値を絶えず向上させるために期待される役割を果たす意欲を十分に引き出す内容とする。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成する。また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、公正性・透明性・客観性を備えるものとする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を支給する時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、実績等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。

3．非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を支給する時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役に対し、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで株主との一層の価値共有を図るとともに中長期業績向上のためのインセンティブを与えることを目的とし、譲渡制限の解除を退任時とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する譲渡制限付株式の個数は、役位、職責、実績、株価等を踏まえて決定する。

4．基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模及び従業員規模、関連する業種・業態に属する企業等を参考とした報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。

取締役会（以下５の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬＝80%：20%とする。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、業績の評価に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が決定する（改定時期は毎年8月を基本とする。ただし毎年改定することを前提とはしない。）。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定する。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬額設定につきましては、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問を経たうえで決定しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第8号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第6号議案において承認可決されますと、年額150百万円以内（うち社外取締役分は6百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となります。

また、当社は、2021年8月27日開催の第75回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を含む。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき、取締役（社外取締役を含む。）に対して支給される報酬総額を年額27百万円以内（うち社外取締役分は1.5百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を以下のとおり支給することにつきご承認をお願いするものであります。本議案に基づき、当社の取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額33百万円以内（うち社外取締役分は年額1.8百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名

選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間最大22,000株以内（うち社外取締役分は年1,200株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、本議案及び第6号議案のご承認を条件として変更を予定している【ご参考欄】に記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本株主総会終結の時以降、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても、対象取締役と同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時

点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第9号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、第7号議案において承認可決されますと、年額30百万円以内となります。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、当社の監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。本議案に基づき、当社の監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額6百万円以内といたします。また、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

また、監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年4,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制

限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭支給に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく監査等委員である取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

第10号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈及び役員に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される田中知樹氏、井口浩明氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、監査等委員である取締役の協議に一任願いたいと存じます。

当社は、役員退職慰労金に関する社内規程を定めており、本議案は、当該規程と整合しており相当と判断しております。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
田中　知樹（たなか　ともき）	2014年 8 月　当社監査役就任 現在に至る
井口　浩明（いぐち　ひろあき）	2018年 8 月　当社監査役就任 現在に至る

また、当社は、役員の報酬体系を見直し、2022年7月15日開催の取締役会において、取締役会に対する退職慰労金制度及び、同日開催の監査役会において、監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合に再任される取締役青木淳一氏、服部英法氏、髙宮一仁氏、井内聡氏、井ノ口浩俊氏、監査等委員である取締役に選任される取締役中村弘氏、社外監査役髙橋智氏、社外取締役山本洋臣氏に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取

締役の協議に一任願いたいと存じます。

当社は、役員退職慰労金に関する社内規程を定めており、本議案は、当該規程と整合しており相当と判断しております。

打切り支給の対象となる役員の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
青木（あおき） 淳一（じゅんいち）	2015年 8月　当社取締役就任 2016年 8月　当社常務取締役就任 2019年12月　当社代表取締役社長就任 現在に至る
服部（はっとり） 英法（ひでのり）	2013年 8月　当社取締役就任 2014年 8月　当社常務取締役就任 2016年 8月　当社専務取締役就任 2017年 8月　当社代表取締役副社長就任 2019年12月　当社取締役副社長就任 現在に至る
髙宮（たかみや） 一仁（かずひと）	2017年 8月　当社取締役就任 2019年12月　当社常務取締役就任 現在に至る
井内（いうち） 聡（さとし）	2018年 8月　当社取締役就任 現在に至る
井ノ口（いのくち） 浩俊（ひろとし）	2019年12月　当社取締役就任 現在に至る
中村（なかむら） 弘（ひろし）	2019年12月　当社取締役就任 現在に至る
山本（やまもと） 洋臣（ひろおみ）	2019年 8月　当社取締役就任 現在に至る
髙橋（たかはし） 智（さとる）	2017年 8月　当社監査役就任 現在に至る

以上

事業報告 (2021年6月1日から2022年5月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展などによって経済活動正常化の動きも見られましたが、感染の再拡大による緊急事態宣言等の再発出や変異株の発生など、依然新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立たず、先行き不透明な状態が続きました。また、世界経済においても、新型コロナウイルス感染症に関する動きに加え、ウクライナ情勢は長期化の様相を呈しており、燃料価格の高騰や物価上昇、為替変動、サプライチェーンの混乱など、先行きについて引続き注視していく必要があります。医薬品業界においては、原則隔年実施であった薬価改定が毎年実施に変更されるなど、その事業環境は厳しさを増しております。また、医薬品業界における昨今の品質問題を受け、さらなる管理体制強化、安定供給が求められてきております。

このような環境下で、当社においても感染拡大防止に配慮しつつ、厳正な品質管理の下、事業活動を継続してまいりました。燃料や原材料の価格上昇や為替変動などは当社にとっても影響は看過できず予断を許さない状況でありますが、当事業年度においての影響は軽微でありました。

その結果、当事業年度における経営成績は、売上高5,681,099千円（前年同期比14.9％増）、営業利益437,341千円（前年同期比18.4％増）、経常利益423,041千円（前年同期比24.7％増）となりました。また、繰延税金資産の回収可能性について会社区分の見直しを行った結果、当期純利益は456,272千円（前年同期比152.5％増）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

① 医薬品事業

主力商品である抗てんかん用原薬をはじめ、輸入原薬の売上が大きく増加しました。また、新規の加工案件や受託合成案件の獲得も好調に進捗しました。ただし、輸入原薬は自社製造原薬と比べて利益率は低くなるため、売上構成の変化により事業全体の利益率は低下しました。

その結果、医薬品事業における売上高は2,913,210千円（前年同期比17.1％増）となり、営業利益は451,906千円（前年同期比4.8％減）となりました。

② 健康食品事業

OEMゼリーの既存顧客への販売、新規案件の獲得ともに概ね堅調に推移しました。また、当事業年度後半から製造工程を一部自動化する設備の導入、調整を進め、製造の効率化に取り組んでまいりました。

その結果、健康食品事業における売上高は823,998千円（前年同期比3.0％増）となり、営業利益は1,238千円（前年同期は44,182千円の営業損失）となりました。

③ 化学品事業

イオン交換樹脂については、前期好調だった半導体製造や医薬品製造向けの自社加工品の需要は落ち着きがみられ、例年並みの売上に戻りましたが、仕入販売品において新規案件の獲得が進み、全体の売上としては好調に推移しました。また、当事業年度は装置案件の受注も多く、売上の増加に寄与しました。

その結果、化学品事業における売上高は1,943,889千円（前年同期比17.4％増）となり、営業損失は15,803千円（前年同期は61,137千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は213,342千円であり、その主なものは、健康食品事業ゼリー製造における自動化設備の導入、基幹システムの更新費用などであります。

(3) 資金調達の状況

資金の機動的かつ安定的な調達に向け、株式会社福岡銀行をアレンジャー兼エージェントとする5金融機関と総額1,650,000千円のシンジケートローンによるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末におけるシンジケートローンの借入実行残高は700,000千円です。

(4) 対処すべき課題

当社は「健康」と「環境」をテーマに社会に貢献することを目指し、医薬品・健康食品・化学品の3事業で、成長に向けた取り組みを強化してまいります。

① 医薬品事業

昨今の世界情勢を受け、原薬の輸入や原料調達においてもカントリーリスクの懸念は高まっております。当社においても、多地域からの調達ネットワークを強化し、安定供給に努めてまいります。一方、カントリーリスクの高まりによって調達先を国内回帰する傾向も出てきており、国内製造を行う当社にとっては機会ととらえています。当社の技術と資源を最大限活かし、各開発案件を着実に立ち上げて取引の拡大につなげてまいります。

② 健康食品事業

健康食品市場は当面緩やかな成長を続けると見込んでおり、当社もその中で継続的な案件獲得により売上の拡大を図ってまいります。蓄積したレシピを活用し、機能性表示食品や高齢者向け製品など、成長が期待できる分野に向けた製品開発を強化してまいります。

③ 化学品事業

当社の化学品事業の強みである液体処理技術を活かすため、製商品の強化は重要なものと考えております。近年、海外のイオン交換樹脂メーカーと共同開発を行っており、複数の製品を発売しております。これ

ら製品の売上拡大に向け、用途開発やターゲット市場の開拓を加速させてまいります。

④ 品質管理体制の強化
高品質な製品を安定的に提供するため、品質管理体制の強化は重要なものと考えております。新製品の立ち上げが増加していく中でも安定した品質管理を行えるよう、体制の維持・強化に努めてまいります。

⑤ 生産体制の強化
新製品の立ち上げや製造量の増加に対応すべく、生産技術の向上に取り組み、工場スペースの有効活用や最適な設備配置、工場インフラの強化など、今まで以上に効率的で安定生産が可能な体制を構築してまいります。

⑥ 従業員の意欲、能力の向上
持続的な成長のため、従業員エンゲージメントの向上に努めてまいります。当事業年度には、従業員の目標設定、業績等の査定方法を明確化し、評価を適正化するため、人事評価制度の更新を行いました。新制度の運用を行いながら、従業員が意欲的に働けるよう努めてまいります。また、人材育成や能力開発のため、より充実した教育研修を計画・実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2019年5月期 第73期	2020年5月期 第74期	2021年5月期 第75期	2022年5月期 (当期)第76期
売上高	5,392,119 千円	5,280,306 千円	4,942,963 千円	5,681,099 千円
経常利益	108,133 千円	278,285 千円	339,322 千円	423,041 千円
当期純利益	111,979 千円	34,391 千円	180,714 千円	456,272 千円
1株当たり当期純利益	55.99 円	17.16 円	65.24 円	123.79 円
総資産	4,588,635 千円	4,785,967 千円	4,612,324 千円	4,798,071 千円
純資産	178,641 千円	252,253 千円	1,334,001 千円	1,681,080 千円
1株当たり純資産額	89.32 円	101.92 円	363.93 円	450.37 円

(注) 2020年10月15日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年5月31日現在)

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 子会社の状況
該当事項はありません。

③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年５月31日現在）

当社は主として次の事業を行っております。

事業区分	主な事業内容
医薬品事業	医薬品原薬の製造・販売
健康食品事業	スティックゼリータイプの健康食品の企画・製造
化学品事業	液体処理関連製品（イオン交換樹脂・分離膜など）の販売・加工・再生処理 機能性接着剤・機能性ペーストの販売・加工

(8) 主要な営業所及び工場（2022年５月31日現在）

①	本社	福岡県大牟田市
②	営業所	東京都千代田区、大阪府大阪市
③	工場	福岡県大牟田市、茨城県下妻市
④	開発拠点	福岡県大牟田市（健康食品、化学品）、埼玉県和光市（医薬品）

(9) 従業員の状況（2022年５月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
197名	2名増	38.5歳	8.3年

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
医薬品事業	44名	1名増
健康食品事業	27名	1名増
化学品事業	50名	4名増
全社（共通）	76名	4名減
合計	197名	2名増

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数48名は含んでおりません。

（10）主要な借入先（2022年5月31日現在）

借入先	借入残高
	百万円
株式会社福岡銀行	800
株式会社日本政策金融公庫	185
シンジケートローン	700

（注） シンジケートローンは、株式会社福岡銀行をアレンジャー兼エージェントとする5金融機関によるものであります。

（11）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　10,000,000株

(2) 発行済株式の総数　4,095,500株
（うち自己株式　362,850株）

(3) 当事業年度末の株主数　3,658名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
村山　哲朗	891,000	23.87
青木　淳一	292,400	7.83
室町ケミカルグループ従業員持株会	289,286	7.75
服部　英法	152,700	4.09
室町機械株式会社	80,800	2.16
髙宮　一仁	77,300	2.07
大辻　正高	75,000	2.01
穂苅　久美	75,000	2.01
井内　聡	32,000	0.86
荒井　敏雄	28,000	0.75

（注）1.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（362,850株）を除いて計算しております。
2.持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役及び監査役に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬は、取締役6名（社外取締役を除く）に対し12,600株、社外取締役1名に対し800株、監査役3名（社外監査役を含む）に対し1,600株の合計15,000株であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年5月31日現在）

		第1回新株予約権
発行決議日		2020年3月13日
新株予約権の数		43,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　215,000株 （新株予約権1個につき5株）（注）1
新株予約権の払込金額		払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個につき460円 （1株当たり92円）（注）1
権利行使期間		2022年3月14日～2030年3月13日
行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役（社外取締役及び監査役を除く）	新株予約権の数　21,000個 目的となる株式数　105,000株 保有者数　5名
	社外取締役	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　1名
	監査役	－

（注）1. 当社は、2020年10月15日付をもって普通株式1株を5株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役及び監査役の任期満了による退任または従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
(2) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青木 淳一	
取締役副社長	服部 英法	生産本部管掌
常務取締役	髙宮 一仁	医薬品事業部・CHC事業部・海外事業推進部管掌
取締役	井内 聡	管理本部長兼経営企画室長　管理本部管掌
取締役	井ノ口 浩俊	化学品事業部長兼機能材営業部長　化学品事業部管掌
取締役	中村 弘	品質保証本部管掌
取締役	山本 洋臣	山本経営会計事務所 代表 ミライズファイナンシャルアドバイザリー合同会社 代表社員
常勤監査役	田中 知樹	
監査役	髙橋 智	株式会社アクロスザシー 代表取締役 株式会社ブレイク・フィールド社 プロジェクトマネージャー 株式会社シェアードリサーチ 社外監査役
監査役	井口 浩明	井口浩明税理士事務所 代表

(注) 1. 取締役山本洋臣氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役髙橋智、井口浩明の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役井口浩明氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2021年8月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、村山哲朗氏は任期満了により取締役を退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役	132,057	117,900	-	2,937	11,220	8
（うち社外取締役）	(2,841)	(2,700)	-	(51)	(90)	(1)
監査役	15,766	14,250	-	336	1,180	3
（うち社外監査役）	(6,517)	(6,150)	-	(167)	(200)	(2)
計	147,823	132,150	-	3,273	12,400	11
（うち社外役員）	(9,358)	(8,850)	-	(218)	(290)	(3)

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、2010年6月14日開催の臨時株主総会決議により年額150,000千円以内であります。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。監査役報酬限度額は、2017年8月31日開催の第71回定時株主総会決議により年額20,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。
3. 業績連動報酬等はありません。
4. 2021年8月27日開催の第75回定時株主総会決議により、上記の報酬枠とは別枠で取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額27,000千円以内（うち社外取締役分は年額1,500千円以内）、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年18,000株以内（うち社外取締役分は年1,000株以内）としており、また監査役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は年額3,000千円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2,000株以内としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。
5. 非金銭報酬の内容は当社の普通株式であり、当事業年度における交付状況は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役及び監査役に対し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
7. 上記のほか、2021年8月27日開催の第75回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し84,000千円支給しております。
8. 上記の取締役の支給人員には、2021年8月27日開催の第75回定時株主総会の終結をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の経営理念を具現化する人材を継続的に確保し、株主をはじめとするステークホルダーに対する企業価値を絶えず向上させるために期待される役割を果たす意欲を十分に引き出す内容とするため、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

② 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、業績の評価に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が決定する（改定時期は毎年8月を基本とする。ただし、毎年改定することを前提とはしない。）。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定することとする。

取締役の報酬は月毎に支払う基本報酬（固定額）及び非金銭報酬とする。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の委任をうけた代表取締役社長が各取締役の役割、貢献度、業績の評価に基づき検討を行っているため、取締役会もその判断を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長青木淳一に各取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の評価を行うことについて代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

（4）社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況について

- 取締役　山本洋臣氏は、山本経営会計事務所代表及びミライズファイナンシャルアドバイザリー合同会社代表社員であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。
- 監査役　髙橋智氏は、株式会社アクロスザシー代表取締役、株式会社ブレイク・フィールド社プロジェクトマネージャー、株式会社シェアードリサーチ社外監査役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。
- 監査役　井口浩明氏は、井口浩明税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	出席会議及び出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山　本　洋　臣	取締役会 18回／18回　出席	当事業年度の取締役会の全てに出席しています。監査法人でのコンサルティング業務経験及び会計事務所経営を通じての会社の経営に関する豊富な知識・経験に基づき、経営計画、事業戦略等の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	髙　橋　　智	取締役会 18回／18回　出席 監査役会 16回／16回　出席	当事業年度の取締役会及び監査役会の全てに出席しています。事業会社の経営者としての会社経営に関する豊富な知識・経験に基づき、コンプライアンス・情報開示・経営管理・リスク管理の評価等に関する発言を適宜行っております。
社外監査役	井　口　浩　明	取締役会 18回／18回　出席 監査役会 16回／16回　出席	当事業年度の取締役会及び監査役会に全てに出席しています。税理士資格を有し、税務署長を務めるなど、税務署での長い経験に基づき、財務・会計・税務等に関する発言を適宜行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役（社外取締役・社外監査役を含む。）、執行役員、管理・監督の立場にある使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び訴訟費用）について填補されることになります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,700千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,700千円

（注）1.会計監査人の報酬等について当社監査役会が同意した理由
当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの資料入手や報告聴取を通じて、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を検討のうえ、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2.当社と会計監査人との間の監査契約について
会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定される事項に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会で定めた「会計監査人の評価基準」に基づき、会計監査人に求められる独立性、専門性及び品質管理等の評価を行ったうえで、再任又は不再任の決定を行います。

6 会社の体制及び方針

（1）当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンスを確保するための基礎として、「室町ケミカル企業倫理基本方針」を定める。また役員は、コンプライアンス活動を率先垂範する。
2. コンプライアンス委員会を設置し、「室町ケミカル企業倫理基本方針」に基づき、コンプライアンス推進体制を構築し、コンプライアンス経営を推進する。
3. コンプライアンス委員会で決定された基本方針に基づき、コンプライアンス所管部門が取締役及び使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。教育研修を通じて、各人のコンプライアンスに対する意識向上を図る。
4. 内部通報規程を定め、通報・相談窓口を社内・社外に設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報セキュリティ規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存・管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理委員会を設置して、当社及びグループ各社の事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
2. 危機管理規程に則り、各部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについてはリスク管理委員会がリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
3. リスク発生時には緊急対策本部を設置し、これにあたる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 定例の取締役会を原則として毎月１回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
2. 取締役会で決定された経営の基本方針などに則って業務を執行する執行役員を設置することで、業務執行と監督を分離し、意思決定プロセスの迅速化を図る。
3. 業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。
4. 取締役等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の公正性・透明性・独立性・客観性を高めるとともに説明責任を強化し、当社コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置する。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、事業部管掌取締役が統括し、毎月職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

1. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
2. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
2. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議に出席をするとともに、主要な稟議書を閲覧する。
3. 監査役はアドバイザーとしてリスク管理委員会に出席し、必要な報告を受ける。
4. 監査役は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
5. 監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
2. 監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。

9．反社会勢力排除に向けた基本方針及び体制

1. 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、不当または不法な要求に一切応じないことを基本方針として「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、全役員・従業員に周知徹底する。
2. 警察当局及び暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携による情報収集、組織的な対応が可能となる体制の整備、正常な取引関係を含めた一切の関係の排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1．コンプライアンス及びリスク管理体制について

当社では、全社的なコンプライアンス及びリスク管理体制強化・推進が必要不可欠であるとの認識のもと、「コンプライアンス規程」「危機管理規程」を定め、総務部を主管部門としてコンプライアンス遵守及びリスク管理体制を構築しており、以下の事項を実施しております。

・定期的なコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の開催
・内部通報制度の整備によるコンプライアンス違反等の早期発見と迅速な対応
・従業員全員を対象にしたコンプライアンス研修の実施

2．取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を18回開催し、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について決議し、取締役から職務の執行状況について報告を受けました。社外取締役は、独立した立場から必要な発言や助言を行ったうえで決議に加わっております。なお、取締役会開催に当たっては、事前に議案及び関連資料を配布しております。また、監査役会は16回開催され、取締役の職務の執行状況を監査しました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2022年5月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,494,680**	**流動負債**	**2,225,354**
現金及び預金	865,361	支払手形	41,818
受取手形	159,439	電子記録債務	131,492
電子記録債権	562,555	買掛金	664,230
売掛金	964,143	短期借入金	700,000
契約資産	17,497	1年内返済予定の長期借入金	202,480
商品及び製品	470,743	リース債務	838
仕掛品	28,347	未払金	47,960
原材料及び貯蔵品	380,241	未払費用	101,421
前渡金	13,723	未払法人税等	25,680
前払費用	17,770	契約負債	29,942
その他	14,856	預り金	29,285
固定資産	**1,303,391**	賞与引当金	183,383
有形固定資産	**908,054**	その他	66,821
建物	353,463	**固定負債**	**891,636**
構築物	26,980	長期借入金	783,080
機械及び装置	146,895	リース債務	1,536
車両運搬具	688	退職給付引当金	18,300
工具、器具及び備品	19,956	役員退職慰労引当金	60,965
一括償却資産	2,424	資産除去債務	26,227
土地	260,431	その他	1,527
リース資産	2,159	**負債合計**	**3,116,990**
建設仮勘定	95,054	純資産の部	
無形固定資産	**40,031**	**株主資本**	**1,671,415**
ソフトウエア	18,129	**資本金**	**143,172**
ソフトウエア仮勘定	21,902	**資本剰余金**	**685,981**
投資その他の資産	**355,304**	資本準備金	83,172
投資有価証券	44,111	その他資本剰余金	602,809
出資金	30	**利益剰余金**	**952,038**
長期前払費用	20,467	利益準備金	13,302
繰延税金資産	231,436	その他利益剰余金	938,735
その他	59,259	別途積立金	350,000
		固定資産圧縮積立金	2,174
		繰越利益剰余金	586,561
		自己株式	**△109,777**
		評価・換算差額等	**9,664**
		その他有価証券評価差額金	9,664
		純資産合計	**1,681,080**
資産合計	**4,798,071**	**負債及び純資産合計**	**4,798,071**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2021年６月１日
至　2022年５月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
製品売上高	3,517,111	
商品売上高	2,163,987	**5,681,099**
売上原価		
製品売上原価	2,267,312	
商品売上原価	1,680,980	**3,948,293**
売上総利益		**1,732,806**
販売費及び一般管理費		**1,295,464**
営業利益		**437,341**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	1,587	
保険金収入	3,766	
受取補償金	2,000	
スクラップ売却益	1,158	
その他	1,935	**10,452**
営業外費用		
支払利息	17,007	
為替差損	5,454	
支払手数料	1,754	
その他	536	**24,752**
経常利益		**423,041**
特別利益		
固定資産売却益	3,947	**3,947**
特別損失		
固定資産除却損	1,384	**1,384**
税引前当期純利益		**425,603**
法人税、住民税及び事業税	37,041	
法人税等調整額	△67,710	**△30,668**
当期純利益		**456,272**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2021年６月１日
至　2022年５月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	143,172	83,172	600,629	683,802	7,804	350,000	2,397	190,545	550,748
当期変動額									
利益準備金の積立					5,498			△5,498	－
剰余金の配当								△54,982	△54,982
固定資産圧縮積立金の取崩							△223	223	－
当期純利益								456,272	456,272
自己株式の取得									
自己株式の処分(新株予約権の行使)			－	－					
譲渡制限付株式報酬			21,936	21,936					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計		－	2,179	2,179	5,498	－	△223	396,015	401,290
当期末残高	143,172	83,172	602,809	685,981	13,302	350,000	2,174	586,561	952,038

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△58,133	1,319,589	14,411	14,411	1,334,001
当期変動額					
利益準備金の積立		－			－
剰余金の配当		△54,982			△54,982
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		456,272			456,272
自己株式の取得	△87,641	△87,641			△87,641
自己株式の処分(新株予約権の行使)	－	－			－
譲渡制限付株式報酬	2,703	24,640			24,640
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△4,747	△4,747	△4,747
当期変動額合計	△51,643	351,826	△4,747	△4,747	347,079
当期末残高	△109,777	1,671,415	9,664	9,664	1,681,080

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

室町ケミカル株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増　村　正　之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　嵜　　健

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、室町ケミカル株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月19日

室町ケミカル株式会社　監査役会

常勤監査役　田中知樹　㊞

監査役（社外監査役）　髙橋智　㊞

監査役（社外監査役）　井口浩明　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　ホテルニューガイア オームタガーデン２階　鳳凰の間
福岡県大牟田市旭町三丁目３番地３
TEL　0944-51-1111

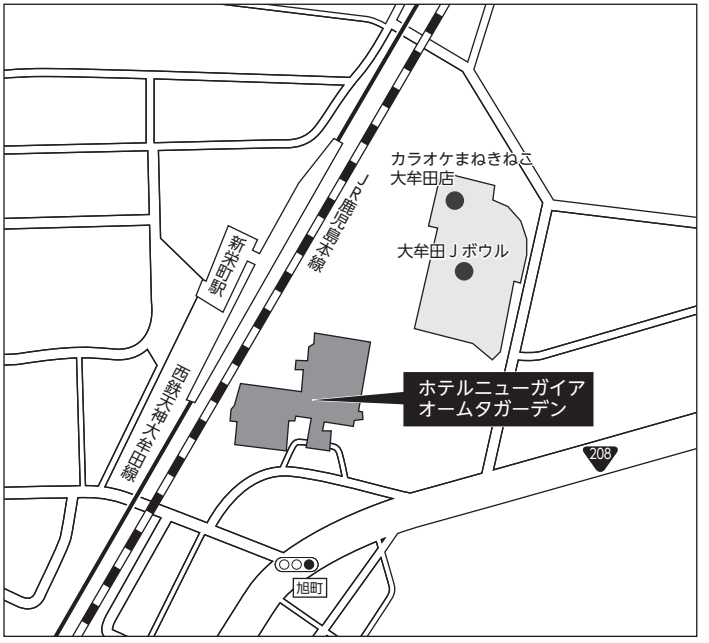

交通のご案内：

1. 電車をご利用の場合
   ●JR鹿児島本線
   博多駅→大牟田駅　快速65分
   大牟田駅よりタクシーで５分
   ●西鉄天神大牟田線
   西鉄福岡駅→新栄町駅　60分
   新栄町駅より徒歩３分
2. お車をご利用の場合
   大牟田駅（在来線）より５分
   新大牟田駅（新幹線）より15分
   九州自動車道・南関ＩＣより15分
3. 高速バスをご利用の場合
   ●福岡空港より大牟田・荒尾行き
   東新町下車　徒歩3分